

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同法同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 松浦 正一

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の対象、執行年月日

監査の対象団体及び所管課	補助金名	予備監査実施期間 監査及び講評日
猟友会 御所支部 農林商工課	有害鳥獣駆除事業補助金	平成31年4月17日～19日 平成31年4月25日

2. 監査の着眼点

全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第5財政援助団体等監査の着眼点を参考に実施する。

(1) 対象団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- ② 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑦ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 所管課関係

- ① 補助金の決定は補助金交付規則、交付要綱等に適合しているか。
- ② 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ③ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- ④ 補助金額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

3. 監査の対象事項

平成29年度に交付を受けた補助金の財務等に関する事務。

4. 監査の方法

補助金が適正に収納されているか、また交付した目的に従い適正に執行されているかに重点をおき、関係職員等から事情を聴取し、提出された監査資料、関係諸帳簿の照合等による予備監査を実施して、その結果を踏まえて、監査委員による当日監査及び講評を実施した。

5. 監査を実施した監査委員

和田 正吾 松浦 正一

6. 監査の結果

今回監査を実施したところ、次の指摘事項のとおり注意、検討を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意することを要望する。

<総合意見>

補助金とは、市が特定の事業・活動に対し公益上必要がある場合に、対価なくして支出するもので、市が公益性を認めた団体、事業等に補助金を交付し、団体の育成や事業の助長・奨励を図ることを通じて、市の行政施策を実現するという意味を持つ。一方、市民の税金等を使って交付する以上、透明性の確保や説明責任が強く求められ、また限られた財源の中で多様化、増大化する市民ニーズに対応するためには、補助金の恒常化や既得権益化を解消し、時限的で費用対効果の高い補助金に見直すことが求められている。こうした観点を踏まえ、次に監査による意見を述べる。

補助金交付事務については、一部に補助金交付規則どおりの手続きがなされていない点が見受けられた。団体においては事務に不慣れな状況もあるので、所管課がしっかりと確認、指導を行い、団体、所管課ともに補助金交付規則、補助金交付要綱等に則り事務を行うことが必要である。

しかしながら、補助事業の内容を確認したところ、狩猟を目的とする者が集まった任意団体の猟友会に対して、有害鳥獣駆除という専門性、特殊性、危険・困難さを伴う事業補助することに違和感があり、団体からも「市が独自で組織を設置すればいい」との意見があった。事業の性格上、本来は市がすべき事業であり、補助金ではなく業務委託が適切であると思われるので、事業のあり方を見直すことが望ましいと考える。

さらに、事業実績に基づく補助対象経費が補助金額を上回っており、団体からは「補助金と捕獲に係るコストが見合わない」との意見があったことから、やはり事業の成果に基づき対価を受け取る業務委託の方が適していると思われる。市にとって農作物を荒らし、農業に被害をもたらす有害鳥獣駆除は重要な業務であるので、委託内容や経費について団体と所管課とで十分に協議を行い、今後は事業の成果に応じた予算となるよう検討してもらいたい。

【奈良県猟友会御所支部】

団体の概要

A 目的

狩猟知識の普及および狩猟道德の向上を通じて、会員相互の親睦を図り、有益鳥獣の保護・鳥獣資源の確保ならびに狩猟の適正化を図り農林業の振興と自然環境の保護改善に寄与することを目的とする。

B 主な事業内容

- (1) 狩猟道德及び狩猟技術の向上並びに狩猟等による事故防止に関する事項
- (2) 有害鳥獣駆除の実施
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等関係法令の普及並びに狩猟違反の防止
- (4) 前各号のほか支部の目的を達成するために必要な事項

C 組織

狩猟登録証を有する者を会員とし、役員は支部長（1人）、副支部長（1人）、会計（1人）、監事（2人）、班長（9人）である。

D 補助金の名称

有害鳥獣駆除事業補助金

E 事業目的

有害鳥獣の捕獲により、鳥獣による農作物への被害を軽減又は防止する。

F 補助金額

2,400,000円

G 事業実績

	捕獲日数	出動人員	捕獲数	捕獲内訳				
				アライグマ	猪	鹿	鳩	計
4月	7	16	11	7	4			11
5月	7	23	11	5	6			11
6月	4	9	5	3	1	1		5
7月	14	57	31	9	17		5	31
8月	21	154	54	6	47	1		54
9月	22	169	73	1	70	2		73
10月	25	203	84	3	80	1		84
11月	28	235	114	4	109	1		114
12月	19	132	54		53	1		54
1月	21	129	59	2	55	2		59
2月	13	64	30	3	26	1		30
3月	17	82	43	3	37	3		43
計	198	1,273	569	46	505	13	5	569

【監査結果】

猟友会御所支部の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況等について監査を実施した結果、軽易な不備は見受けられたが、単純な誤謬に起因する等であり不当とするに乏しかったため、当日監査及び講評で指導を行った。